

東海再処理施設にあるふげん使用済燃料の搬出に係る面談

○面談主旨

ふげん使用済燃料については、現在、ふげんに466体、東海再処理施設（以下、「TRP」という。）に265体を保管中である。

ふげんに保管中の使用済燃料の輸送については、ふげん原子炉設置許可の「八、使用済み燃料の処分の方法」を変更（分離核燃料物質の海外移転について記載）するとともに、ふげん廃止措置計画を変更する。また、機構の核燃料物質輸送管理規程に従って「ふげん使用済燃料輸送計画(ふげん)」を作成し、ふげん(構内)から輸送に係る実務を行う考えである。

一方、TRPに貯蔵中のふげん使用済燃料も仏国へ輸出する予定であり、上記のふげん原子炉設置許可及びふげん廃止措置計画の変更に加え、TRP保安規定を変更する。また、核燃料物質輸送管理規程に従い「ふげん使用済燃料輸送計画(TRP)」を作成し、TRP(構内)から積み出し港までの使用済燃料の輸送に係る実務を行う考えである。このTRP(構内)から積み出し港までの使用済燃料の輸送に係る実務は「ふげん」の設置許可のもと行うものであり、東海再処理施設における再処理事業に係る業務ではないことから、TRP事業指定に搬出の記載を追加する変更は実施することなく使用済燃料を搬出できるものと考えている。

その体系についてご説明をする。

<資料2>

ふげん使用済燃料の搬出に係る再処理事業指定等に係る対応について

令和5年2月27日

敦賀廃止措置実証本部

再処理廃止措置技術開発センター

核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）に貯蔵されている新型転換炉原型炉施設（ふげん）の使用済燃料搬出に向け、ふげん使用済燃料の位置づけ及び再処理事業指定の変更の要否等の対応方針について整理した。

1. ふげん使用済燃料の位置づけ

- ・東海再処理施設に貯蔵中のふげん使用済燃料は、東海再処理施設に搬入されたものの、まだ再処理されていない状態である。
- ・当該使用済燃料は、ふげんの発電用原子炉設置許可申請書の「8. 使用済燃料の処分方法」が完了していない状態である。
- ・従って、東海再処理施設に貯蔵中のふげん使用済燃料に対しては、（ふげんに貯蔵中の使用済燃料と同様に）ふげんの発電用原子炉設置許可申請書の「8. 使用済燃料の処分方法」が引き続き適用されることから、これに従う。

2. 対応方針

- ・ふげんの発電用原子炉設置許可申請書に基づき、ふげん使用済燃料輸送に係る全体の輸送計画（プロジェクト計画）を策定し、その下にふげん及び東海再処理施設の各施設からの使用済燃料輸送計画を定め、搬出行為を明確化する。
- ・東海再処理施設に貯蔵中のふげん使用済燃料の海外への搬出に関しては、再処理施設における再処理事業に係る業務ではなく、ふげんの設置許可のもと受け入れた使用済燃料を再処理せず移動するものであり、再処理施設事業指定申請書の変更（搬出の記載の追加）は不要と考える。
- ・東海再処理施設に貯蔵中のふげん使用済燃料を施設外に搬出するため、搬出業務に係る東海再処理施設の保安規定の変更申請を行う。
- ・東海再処理施設廃止措置計画に関しては、必要に応じて所要の変更を行う。
- ・なお、ふげんと東海再処理施設の間でふげん使用済燃料の引渡し及び再処理に関する取り扱いに関する取決め書（機構内文書）を定め、機構内におけるふげん使用済燃料の取扱いを明確にする。

以上

(参考) 既存の申請書

①新型転換炉原型炉施設の発電用原子炉設置許可申請書

8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

②再処理事業指定申請書

6. 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

分離回収したウラン製品及びプルトニウム製品は、再処理後に契約に基づき、再処理工場において契約相手先に返還する。

又は、分離回収したウラン及びプルトニウムの一部を契約相手先から当機構が購入する。

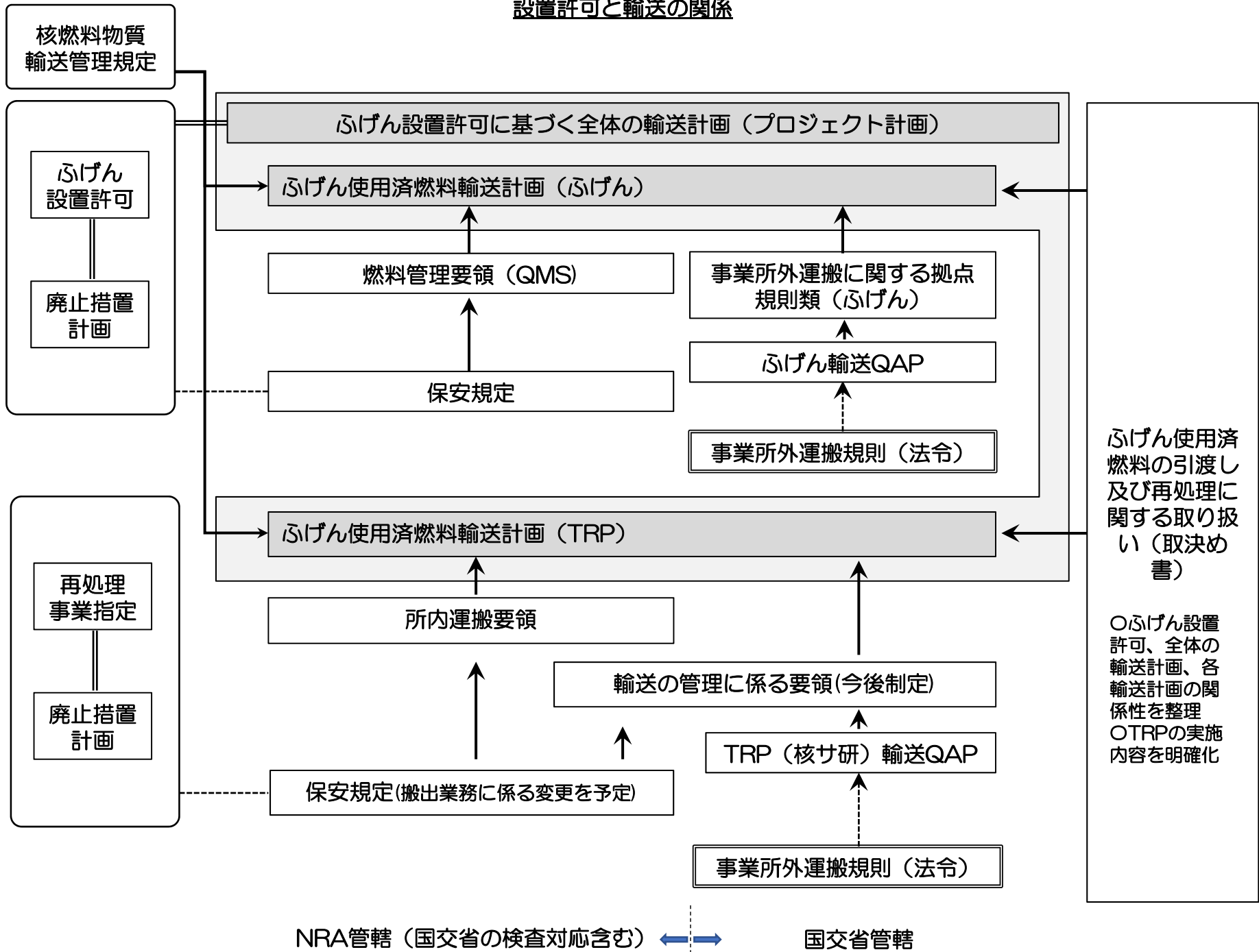
③再処理施設廃止措置計画

3 核燃料物質の譲渡し

3.1 使用済燃料

使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、平成 38 年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。

設置許可と輸送の関係



ふげん使用済燃料輸送に係る契約について

1. 前提

ふげん使用済燃料（以下 SF という）輸送に係る契約は、輸送に係る情報の扱いを考慮しながら契約を実施することになり、作業管理の責任上、TRP の保安規定のもとで実施する搬出作業（※1）は TRP 側の契約、ふげんの保安規定のもとで実施する搬出作業（※2）はふげん側の契約とし、それ以外（※3）の契約も作業管理の継続性からそれぞれの拠点での契約とする。なお、海上輸送（※4）は別途 SF 室で契約。

（※1）TRP 内及び核サ研構内の搬出作業

（※2）ふげん構内の搬出作業

（※3）ふげん構外（ふげん正門⇄最寄りの港）及び核サ研構外（核サ研敷地境界門⇄最寄りの港）の搬出作業

（※4）海外荷揚げ港⇄ふげんまたは核サ研の最寄りの港、ふげんの最寄りの港⇄核サ研の最寄りの港の海上輸送

2. 輸送契約の取り扱い

- ・ SF 搬出作業における現場作業管理及び PP 管理は、これら安全上の対応を考慮し、敦賀地区においてはふげん、東海地区においては TRP による各地区での所掌とする旨を、ふげんと TRP 間の取決め書で定め、それぞれの拠点が契約する。
- ・ 海上輸送は SF 室での契約であるが、輸送管理上の拠点は、ふげんが主体となって仏国に到着するまでの管理を実施する。
- ・ トラブル発生時においても対応の適時性等を考慮し、輸送船への積み込みまで、輸送船積み込み後の所掌を、ふげんと TRP の取合い点を明確に定め、取決め書及び発注仕様書に記載する。

以上